

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社トーニチコンサルタント  
代表者及び住所 東京都渋谷区本町1-13-3
2. 指名停止措置期間 : 令和8年2月20日から令和8年4月19日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社トーニチコンサルタントは、令和7年12月19日、公正取引委員会から、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社トーニチコンサルタントが独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。  
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

#### (独占禁止法違反行為)

5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)

### ○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)